

## 令和5年度住民税の税制改正など

■住宅ローン控除の適用期間の延長と  
限度額の見直し

住宅ローン控除の対象が、令和4年1月1日〜令和7年12月31日に入居した方になりました。

### ■個人住民税における住宅ローン控除限度額の見直し

入居日	平成21年1月 〜 平成26年3月	平成26年4月 〜 令和3年12月	令和4年1月 〜 令和7年12月
控除限度額	所得税の課税標準額等の5% (限度額9万7,500円)	所得税の課税標準額等の7% (限度額13万6,500円) <注1>	所得税の課税標準額等の5% (限度額9万7,500円) <注2>

<注1> 住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%である場合に限りです。

<注2> 令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅については、一定の省エネ基準を満たさない場合は、住宅ローン控除の適用を受けることができません。

■18歳以上は成年扱いに 個人住民税  
の非課税判定

成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、令和5年度から、1月1日時点で18歳以上の方は、個人住民税の課税・非課税の判定においても、成年として扱われることとなりました。前年中の合計所得金額が41万5000円を超える方は、課税される場合があります。

問合せ 課税課市民税係 162

### 軽自動車税(種別割)の継続減免回答書の提出

令和4年度に軽自動車税(種別割)の減免を受けている車両について、対象の方に照会書を送付します。

令和5年度も減免を希望する場合は、同封の回答書に記入の上、必ず返送してください。

送付時期 1月上旬  
回答方法 1月31日(火)まで(必着)

### 固定資産税に関する届け出・申告を忘れずに

■取壊し家屋(建物)の届け出  
令和4年中に家屋(全部または一部)を取り壊した場合、届け出が必要です。

▼登記されている家屋：東京法務局西多摩支局で家屋の滅失登記

▼未登記の家屋：課税課資産税係へ「家屋取壊し申告書」を提出

※取壊しの届け出がないと、令和5年度以降も家屋が存在するものとして課税されることがあります。

■住宅用地などの申告は1月31日(火)まで  
市内に土地を所有している方で、令和4年中に次の①〜④に該当する場合は、

に、郵送または直接、提出先へ

※期限までに回答のない場合は、継続減免となりません。

※継続減免に該当しない場合は5月上旬に納税通知書を、継続減免が決定した場合は6月上旬に減免決定通知書を送付します。

提出先・問合せ 課税課市民税係 165

は「固定資産税住宅用地等申告書」を提出してください。

①土地を新しく住宅用地として使用した  
②土地を住宅用地として使用しなくなった。

③住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新(増)築した。

④住宅を事業用家屋に用途変更した。  
■建替え中の住宅用地の特例(建替え特例)の申告は1月31日(火)まで

住宅用地で家屋が建設されていない土地や建設中の土地は、一定の要件を満たす場合(建替えのため住宅を取り壊し、賦課期日(1月1日)に住宅が存在しない場合、住宅の新築工事に着手しているなど)は、住宅用地の特例を受けることができます。該当する場合は、申告してください。

■固定資産税(家屋)の減額措置

住宅のバリアフリー改修や耐震改修、省エネ改修など、特定の要件を満たした改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置を受けられます。工事後3か月以内に申告が必要です。詳しくは問い合わせください。

申告先・問合せ 課税課資産税係 158

### 今年こそ、確定申告はスマホでe-Tax スマホによる確定申告の講習会

税務署員による、スマートフォンを使った確定申告の講習会です。マイナンバーカード未取得の方は、e-Tax(電子申告)に必要なID・パスワードの申請も受け付けます。

日時 1月14日(土)①午前10時30分〜11時30分 ②午後1時30分〜2時30分 ③午後3時〜4時  
会場 イオンモール日の出(2階)

オンホール)

持ち物 スマートフォン、マイナンバーカード(未取得の方も受講可)

※ID・パスワードを取得したい場合は、運転免許証などの本人確認書類を持参してください。

問合せ 青梅税務署個人課税第1部門  
☎0428-22-3185(自動音声に従って「2」を選択)

### 注意! 確定申告用紙は、原則、送付されません

前年の確定申告を行っていても、令和4年分の用紙は原則、青梅税務署からは送付されません。

e-Tax(電子申告)を利用するか、市役所または青梅税務署に申告用紙を取りに来てください。国税庁ウェブサイトからダウンロードすることもできます。

市役所での配布 1月23日(月)から1階市民ホール

※詳しくは問い合わせください。

問合せ 青梅税務署個人課税第1部門 ☎0428-22-3185(自動音声に従って「2」を選択)



## 青梅税務署から

### 令和4年分所得税の確定申告 税理士による無料申告相談

東京税理士会青梅支部所属の税理士が無料申告相談を行い、パソコンで申告書を作成します。オンラインまたは電話による事前の申込みが必要です。

相談日時 2月6日(月)〜9日(木)午前9時〜午後4時(1区分30分間)

相談会場 羽村市役所4階大会議室

※持ち物など詳しくは市公式サイトをご覧ください。



▲羽村市公式サイト

※確定申告については、広報はむら1月15日号でお知らせします。

※土地、建物、株式の譲渡所得の相談はできません。

#### 申込方法

①オンライン 1月10日(火)午前9時〜2月6日(月)午後3時30分

※詳しくは「税理士による無料申告相談(青梅)ウェブサイト」をご覧ください。

②電話 1月10日(火)〜2月6日(月)午前9時〜午後5時(土・日曜日を除く)

に、事前申込専用番号☎03-6634-5310へ

※オペレーターに「青梅税務署」「羽村市役所の会場および相談日時」「相談者の氏名、電話番号」を伝えてください。

※事前申込専用番号以外では、受付できません。

問合せ 青梅税務署 ☎0428-22-3185(自動音声に従って「2」を選択)

※申告書などの提出のみの場合は、直接、青梅税務署に郵送してください。



▲税理士による無料申告相談(青梅)ウェブサイト

### 「にせ税理士」 「にせ税理士法人」に注意!

税理士資格のない者が税務相談、税務書類の作成、税務代理をすることは法律で禁じられているばかりでなく、専門的知識が欠けているなどのため依頼者(納税者)が不測の損害を被る恐れもあります。税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。

問合せ 東京税理士会  
☎03-3335614461



▲東京税理士会ウェブサイト